

非常勤役員等の報酬及び旅費交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南陽会（以下「本会」という。）の業務に従事する非常勤の役員等の報酬及び旅費交通費の支給について必要事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 役員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 定款第5条に規定する理事、監事
- (2) 定款第13条に規定する評議員
- (3) その他、上記の職に準ずる者であって理事長が認めた者

(報酬)

第3条 役員等が会議に出席し、又は業務に従事した場合の報酬は別表1に定める額を支給する。ただし、役員等が複数の役職を兼務している場合は、重複して支給しない。

2 監事が監査業務に従事したときは、一日につき別表2に定める額を支給する。

(旅費交通費等の支給)

第4条 役員等が、本会業務及び研修等で出張を要するときの旅費は別表3に定める額とし、交通費については公共交通機関の実費を支給する。

2 役員等が、会議等に出席した場合の交通費は公共交通機関の実費を支給する。

- (1) 自家用車使用の場合は、汽車、バスの料金相当額とする。
- (2) タクシー利用の場合は、本会契約のタクシーチケットを原則とする。ただし、この方法により難しい場合に領収書が提出されたときはその実費を支給する。

3 役員が研修等に参加するために必要な経費は実費を支給する。

附 則

1. この規程は、平成24年5月26日から施行する。

別表1

区 分	報 酬
一日につき	3,000 円

(所得税は月額表乙欄を適用する)

別表2

監事監査業務	5,000 円
--------	---------

(所得税は月額表乙欄を適用する)

別表3

区 分	旅 費
日 当 (一日につき)	3,000 円
宿泊料 (一泊につき)	15,000 円
食卓料 (一夜につき)	3,000 円

(宿泊料については、「出張旅費規程」第6条により支給する。)